

LPガス備蓄の現況

令和4年12月
石油流通課

1. 我が国の現行LPガス備蓄は、「石油の備蓄の確保等に関する法律」に基づく民間備蓄と、国家備蓄の二本立てとなっている。
2. LPガス民間備蓄は、昭和56年度に石油備蓄法を改正して、LPガス輸入業者に対して、年間輸入量の40日分に相当する量（基準備蓄量）の備蓄を義務づけることにより実施している。
3. LPガス国家備蓄は、輸入量の50日分程度に相当する量の備蓄を目標として国家備蓄基地5基地（七尾基地（石川県）、福島基地（長崎県）、神栖基地（茨城県）、波方基地（愛媛県）、倉敷基地（岡山県））での備蓄を実施している。

○LPガス備蓄の推移

（単位：千トン）

	民間備蓄		国家備蓄
	基準備蓄量	保有量（日数）	保有量（日数）
令3年10月	1,051	1,847 (70.2)	1,394
11月	1,057	1,747 (66.1)	1,394
12月	1,065	1,494 (56.1)	1,394
令4年1月	1,080	1,508 (55.8)	1,394
2月	1,076	1,318 (49.0)	1,394
3月	1,087	1,452 (53.4)	1,394
4月	1,086	1,433 (52.8)	1,394
5月	1,064	1,516 (57.0)	1,394
6月	1,081	1,534 (56.8)	1,394
7月	1,091	1,652 (60.6)	1,394
8月	1,096	1,810 (66.4)	1,394
9月	1,105	1,704 (61.7)	1,394
10月	1,111	1,900 (68.4)	1,394 (51.1)